

公益社団法人米沢有為会

東京支部規則

第 1 章 総 則

第 1 条 本支部は、公益社団法人米沢有為会東京支部という。

第 2 条 本支部は、公益社団法人米沢有為会（以下「米沢有為会」という。）の会員で、首都圏に在住する者をもって組織する。

第 3 条 本支部の事務所は東京都調布市入間町 1 丁目 36 番地におく。

第 2 章 目的及び事業

第 4 条 本支部は会員の親睦と交流を図ることを主体に、米沢有為会の目的に適う支部活動を行うことを目的とする。

第 5 条 本支部は前条の目的を達成するため、次の事業及び活動を行う。

- (1) 新年会並びに本支部所属学生の卒業予餞会
- (2) 総会並びに本支部所属学生の新生歓迎会
- (3) 園遊会
- (4) 会員の親睦と交流を厚くするための諸催事
- (5) 会員拡充のための活動
- (6) 東京興譲館の運営協力
- (7) その他、本支部の目的に適い、理事会の議を経て支部長が必要と認めた事業及び活動

第 6 条 前条の事業には会員のほか、会員の家族及び会員関係者が参加できるものとする。

第 3 章 役 員

第 7 条 本支部に次の役員を置く。

- (1) 支部長 1 名
- (2) 副支部長 2 名
- (3) 理 事 20 名以上 30 名以内
(内支部長 1 名、副支部長 2 名)
- (4) 監 事 2 名
- (5) 諮問委員 30 名以上 50 名以内

第 8 条 支部長及び副支部長は理事の互選で選任する。

2 支部長は本支部を代表し、会務を執行し、会議の議長となる。

3 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故あるときはその役務を代行する

第 9 条 理事及び監事は会員のうちから総会で選任する、理事は監事を兼ねることはできない。

2 理事は理事会を組織し、本支部の業務の執行にあたる。

3 理事は別に定める業務分掌細則により業務を分担する。

4 監事は本支部の会計の状況及び理事の業務執行の状況を監査する。

10 条 諮問委員は理事会の議決で会員のうちから選任する。但し理事または監事を兼ねることはできない。

2 諮問委員は諮問委員会を組織し、本支部の重要事項に関し、支部長の諮問を審議する。

3 諮問委員会には理事、監事が参加することができる。

第 11 条 役員でその役務に違反し、または本支部の体面を汚す行為のあったときは、総会の議決をもって退任させることができる。但し弁明の機会を与える。

第 12 条 役員の任期は 2 年とし、諮問委員は毎年その半数を改選する、但し再任をさまたげない。

2 補欠による役員の任期は前任者の残余期間とする。

第 13 条 本支部に相談役若干名を置くことができる。

2 相談役は会員のうちから理事会の議決を経て総会において推挙する。

3 相談役は本支部の重要事項について支部長の諮問に応ずる。

第 14 条 本支部に参事若干名を置く。

2 参事は会員のうちから支部長が委嘱する。

3 参事は理事を補佐し業務を処理する。

4 参事の業務分担は別に定める業務分掌細則による。

第 4 章 会 議

第 15 条 会議は総会及び理事会、諮問委員会とする。

第 16 条 総会は定期総会及び臨時総会の 2 種とする。

第 17 条 定期総会は毎年一回 5 月までに開催し、臨時総会及び理事会、諮問委員会は随時必要なときに開催する。

第 18 条 会議は支部長が招集する。

第 19 条 会議の議事は出席者の過半数以上の同意をもって決する。但し書面をもって会員に委任したときはこれを出席とみなす。

2 可否同数の場合は議長が決する。

第 20 条 総会はこの規則に定めのあるもののほか次の事項を審議する。

(1) 事業年度の予算及び決算

(2) 事業及び活動計画

(3) その他支部長が附議した事項

第 21 条 理事会はこの規則に定めのあるもののほか次の事項を審議する。

(1) 事業年度の収支予算及び決算

(2) 事業及び活動計画

(3) 諸規定の制度及び改廃

(4) 規則の改廃

(5) その他支部長が附議した事項

第 22 条 支部長は簡易な事項または急施を要する事項については書面を送付して賛否を求め会議にかえることができる。但し次の会議に追認を得るものとする。

第 5 章 会 計

第 23 条 本支部の事業会計年度は 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 24 条 事業年度の収支予算及び決算は理事会で決議のあと、諮問委員会の審議を経て、機会に諮り承認を得るものとする。

第 6 章 補 則

第 25 条 この規則の改廃の発議は、会員 5 名以上または理事によるものとする。

第 26 条 この規則施行についての細則は支部長が別に定める。

第 27 条 この規則は、昭和 年 月 日から施行する。

昭和 56 年 5 月 8 日改定

平成 16 年 6 月 13 日一部改定

平成 18 年 5 月 27 日大幅改定

平成 20 年 6 月 3 日一部改定

改正附則(平成 24 年 1 月 12 日理事会決定)

1 改正後の規則は、公益社団法人米沢有為会の設立登記のあった日(平成 25 年 7 月 1 日)から施行する。

改正附則(平成 30 年 4 月 28 日理事会決定)

1 改正後の規則は、平成 30 年 4 月 28 日から施行する。